

B 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	白 井 洋 二
同	大 澤 和 士

### 社会福祉法人への施設整備費補助金の交付に関する住民監査請求について（通知）

平成18年10月12日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

#### 記

#### 第1 請求の要旨

平成18年10月12日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

神戸市長及び神戸市保健福祉局長は、虚偽の名目で「社会福祉法人くすのき会」に対し、知的障害者更生施設「ひふみ園」の新施設建設の補助金として、87,259,000円の交付を決定し、平成18年度会計にて支払いを決定している。

(法)くすのき会「ひふみ園」の建設は「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画」(以下「基本計画」という)に違反して新施設を建設しようとしており、神戸市は同法違反を支援助長している。この行為は以下の理由により違法・不当である。

新施設建設は「基本計画」違反であること。

「基本計画」では、平成15(2003)年度から24(2012)年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めており、障害者「脱施設」を決め、それまでの「障害者は施設へ」の政策変更が決定している。2003年以降「新障害者基本計画」として、大型収容施設は新設しないことが決定しており新聞等で一般に公表している。

集合入所新施設は建設しない政府方針に違背して、社会福祉法人くすのき会は集合入所知的障害者更生施設「新設」を策して、これを「移転」と偽称して神戸市の補助金を受けることを決定している。

多人数収容施設では「基本計画」が策定している障害者個人の自立，社会参加を妨げる。（小規模，小人数グループホーム化方針に反する）

その結果，神戸市には，直接の損害金額の補助金 87,259,000 円及び知的障害者個人が自立して生活する能力を身につける機会を失わせ，社会のあらゆる活動に参加・参画することの制限という損失が生じる。

よって，(法)くすのき会「ひふみ園」の新施設建設計画を中止させて，小規模少人数グループホーム化を推進させ，補助金支払いの予定を撤回する措置を請求する。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求は，地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止，補てんを目的とするものである。

したがって，住民監査請求が適法なものとして受理されるためには，当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について，法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求についてみると，請求人は，「(法)くすのき会『ひふみ園』の建設は『障害者基本法』に基づく『障害者基本計画』に違反して新施設を建設しようとしており，神戸市は同法違反を支援助長している」と主張している。

しかし，障害者基本計画には法的拘束力はなく，違法性の根拠とはならない。また，当該補助金は施設移転に対して交付決定されたものであり，同計画に反するものとは認められず，不当性にも該当しない。

よって，本件請求は，地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。